

地 域 再 生 計 画

1 地域再生計画の名称

東三河の顔再生計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

愛知県 豊橋市

3 地域再生計画の区域

豊橋市 中心市街地区域内

4 地域再生計画の目標

豊橋を含む東三河は、古くは「穂国^{ほのくに}」と呼ばれていた。「穂」の由来は、東三河各地から眺めることができるシンボルである本宮山からとられている。静岡との県境にある本宮峠は「穂の境の峠」を意味しており、穂国に入る峠とされている。

穂国の誕生の時期は定かでないが、穂国として大和王権に組み込まれ、まとまりをもったのは5世紀以降と考えられている。その後8世紀に成立した大宝律令により、穂国は三河国（現在の西三河）に統合され三河国となった。

1505年、牧野古白により現在の今橋町に今橋城が築城され、1522年に吉田城と改められた。その後、今川義元が吉田を支配しそのころから安海熊野神社境内に魚市場が設けられた。（1550年頃）。魚市場は江戸時代に新居浜から伊良湖岬に至る遠州灘一帯の魚を吉田町内の魚問屋以外で販売することを禁止するなどの領主の保護もあり、繁栄した。この魚市場周辺が現在の魚町であり、本陣など宿場の主要な機能や旅籠屋の大部分が置かれ、豊橋発祥の地と呼ばれるようになった。

明治21年に東海道線が開通し、豊橋駅が設けられたことにより、以後まちの中心が豊橋駅周辺に移り始めることとなり、明治39年には2町村を合併して人口37,635人の豊橋市が誕生した。大正期には蚕糸のまち、そして軍都として14万人を数える都市へと成長した。しかし、昭和20年の大空襲によって市街地の90%が焼失した。

戦後、戦災復興都市計画により、市の中心部で復興土地区画整理事業を実施し、骨格道路網を形成した。当時の商業地域は、豊橋駅を起点に広小路・駅前大通りを中心商業軸として、魚町やときわ通りなど面的な広がりをもって形成されていた。

平成11年に中核市へと移行し、東三河地域の政治・経済・文化の中心的な役割をはたす中核都市へ成長しており、平成18年には市制百周年を迎え、更なる発展をめざしている。

豊橋市の中心市街地は、歴史的な発展のなかで、行政、業務、商業等の様々な機能が集積し、東三河地域全体の経済・産業の発展や市民生活の向上に寄与してきた。豊橋市内、東三河地域、あるいは遠方から多数の人が、通勤、通学、買い物、仕事等の目的で中心市街地を訪れ、それに対応して鉄道、路面電車、路線バス等の各種交通機関、道路が整備され中心市街地を中心とした交通体系

が整備されてきた。

しかし、モータリゼーションの進展、郊外での宅地開発の進展、商業や公共公益をはじめとする各種機能の郊外進出および移転等により都市構造が変化し、中心市街地の人口減少や諸機能の集積の相対的な低下が進んでいる。

過去の歴史的経緯から豊橋市の中心市街地は、豊橋市の中心市街地としての役割だけでなく東三河地域『穂国』の中心市街地としての役割を担ってきた。本計画は東三河の顔としての役割を今後とも担っていくため、市民との協働と役割分担のもと、明確な目標をもって長期的な取り組みを継続させていく計画である。

中心市街地の賑わいの指標としての歩行者通行量は、近年、減少傾向であり、一定の区域（豊橋駅前、広小路一丁目、二丁目）における歩行者通行量は、平成15年は、13,392人/日に対し、平成17年は12,167人/日となっている。また、中心市街地の年間小売業販売額についても平成9年1,081億円に対し、平成14年は780億円と低迷している。

また、行政評価でのアンケート（平成16年実施）でも中心市街地に魅力を感じている人の割合が15.9%となっている。

集客の見込めることも関連施設等（仮称）民間事業者の再開発事業による新規商業施設やマンション建設などが今後行われ、更にイベント等の開催により、回遊性を高め、賑わいを創出することで、歩行者通行量については増加することが期待される。また、回遊性の向上による消費活動の増大が可能となり、年間小売業販売額についても増加が期待される。

市民満足度においても、中心市街地を訪れれば、賑わいのある公共施設、商業施設があり、新しい楽しさや何らかの期待感がもてる場所となることで、満足度が高まることが期待できる。

指 標	定 義	従 前 値	目 標 値
歩行者通行量	中心市街地(一定の区域)の歩行者人数	12,167人/日	15,100人/日
年間小売商業販売額	中心市街地における販売額	780億円	850億円
市民満足度	アンケートによる市民満足度	15.1%	30%

中心市街地内の空き地を生かした施策を推進していくことにより、人口減少や様々な機能の郊外移転により失われている多様な交流が実現され、広い範囲から人、物、情報が集積、交流することにより、まちの賑わいが生まれ、まちに新たな魅力や機能が付与されていく。これが生き活きとした魅力ある「穂国」であり、この状況を作り出すことを目標としている。

5 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

豊橋市内の中心市街地区域内には公共施設の郊外移転、大型商業施設の撤退、遊休地の低未利用などの理由により広大な空き地が存在している。現在これらの空き地の再活用が中心市街地再生の重要な課題であり、これらの空き地に対し本市では平成12年に策定された「豊橋市中心市街地活性化基本計画」にてモダンカルチャーゾーンと位置づけ、下記のような様々な施策が行われてきた。これ

らの施策に対して本計画に示される支援措置を適用することにより、円滑な事業の進行と新たな発想によるニュービジネスが生まれることが期待される。下記に現在中心市街地内にある大規模な空地に対する施策を示す。

市民病院跡地 面積約 1.5ha

平成 8 年に豊橋駅北側約 500m に位置する市民病院が市郊外に移転し約 1.5ha の空地が発生した。この場所に平成 20 年開館を目標に「こども関連施設等（仮称）」の建設が予定されている。この施設はこどもを中心として様々な世代の人々が出会い、情報を発信し、交流していくことを目的としており、年間来場者数を 20～30 万人と想定している。平成 16 年から地元商店街とのコラボレートによるイベントとして「こども DAISUKI タウンまつり」を開催し、地域住民と商店街関係者に施設の意図をアピールしている。

豊橋東口駅南地区 面積約 2.9ha

豊橋東口駅南地区には市と鉄道事業者がそれぞれ所有する低未利用地が合計で約 2.9ha あり、この土地を土地区画整理事業で整備したうえで市街地再開発事業によって「総合文化学習センター（仮称）」の建設を予定している。生涯学習、地域図書館、芸術ホールの 3 つの機能を有し、文化を通じて「出会い」「学び合う」「触れ合う」ことから生まれる「交流と連携の拠点」としての役割をめざしている。また、本地域内において民間事業者による施設の建設も予定されている。

西武百貨店跡地 面積約 0.8ha

豊橋駅東口に隣接して営業していた西武百貨店が平成 15 年 8 月に閉店し、約 0.8ha の空地が発生した。この用地を豊橋市内に本社を持つ民間企業を買収し、再開発による事業計画を検討しており、オフィス、ホテル、店舗からなる複合ビルの建築が予定されている。新規施設の建築に伴い民間事業者によるニュービジネスの展開が期待される。

市制 100 周年記念事業

豊橋市は平成 18 年（2006 年）に市制 100 周年を迎え、「新たな市民像を求めて～パートナーシップによる協働～」を基本理念に様々な 100 周年事業が計画されている。100 周年という大きな節目にあたり、誰もがまちづくりに参画できる仕組みをつくり、新しいまちづくりの担い手を育てていくことを目標にしている。

現在、それらの目標を踏まえ、様々な事業が計画されている。中心市街地内では豊橋市のメイン通りである広小路通りを使用して市民と協働で行う音楽イベントが計画されている。道路を利用したイベントを行うことにより、中心市街地に新たな魅力を生み出す試みが行なわれている。

5-2 法第 4 章の特別の措置を適用して行う事業

該当無し

5-3 その他の事業

5-3-1 受けようとする支援措置

1 支援措置の番号及び名称

番号 C0701
支援措置の名称 日本政策投資銀行の低利融資等

2 当該支援措置を受けようとする者

本計画の対象区域内に事業所を有する、あるいは事業所を有することが見込まれる事業者のうち、本計画の目的である豊橋市内の中心市街地活性化（空地の再活用、賑わいの創出、消費活動の拡大等を通じた活性化）に資する事業を行うもの

[事業例]

計画記載の大規模空地及びそれと一体となって開発される土地における、商業施設（一体整備されるオフィスビル、ホテル等を含む）を整備する事業

対象区域に集積のある中核業種に属する事業者による事業

その他、対象区域内における雇用創出に資する事業

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

上記事業者が必要とする資金需要について、日本政策投資銀行から金融面での判断を得て同行の融資の利用が可能となった場合に、同行の融資を受けて本地域再生計画に基づく事業の展開を進めることとする。

（合致する日本政策投資銀行の投融資指針に定める事業）

「地域経済振興」のうち

自立型地域創造支援

地域競争力強化支援

「地域社会基盤整備」のうち

中心市街地活性化

「環境配慮型社会形成促進」のうち

ストック・ライフサイクル・マネジメント事業

「先端技術・経済活性化」のうち

新産業創出・活性化

等

（支援措置が再生の目標に不可欠な理由）

本計画の推進に伴い発生する事業者の資金需要に対応し、かつ、本計画の目的に資する事業の安定化を図るためには、日本政策投資銀行によるアドバイス・低利融資等を活用できる当該支援措置は不可欠である。

5-3-2 旧プログラムに基づき認定されている支援措置

空地の機能回復を図るため、ハード面では支援措置【212028 まちづくり交付金の創設】を活用し、短期間かつ集中的な事業実施を図る。また、空地をつなぐソフト事業として、路上を利用したイベントを開催するため、支援措置【201001 映画ロケ、イベント等及びカーレースに伴う道路使用許可の円滑化】、【201002 民間事業者等の経済活動に伴う道路使用許可の円滑化】、【212002 道路占用許可弾力化（オープンカフェ等）】、【230001 道路使用許可・道路占用許可の手續改善】を活用し、スムーズなイベント運営を行う。

6 計画期間

平成18年～平成22年

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4に示す地域再生計画の目標について、歩行者通行量は毎年行う交通量調査により評価を行う。年間小売商業販売額は平成19年度に予定する商業統計調査（5年毎）を基に評価を行う。市民満足度については毎年行う市民意識調査により評価を行う。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

「支援措置 212028 まちづくり交付金の創設」のうち、豊橋東口駅南地区の一部事業については国際自動車産業交流都市計画で認定済